

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	決算	振記	0		⑦
④	④	③	③	0		0

令和4年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) やまだたろうじむしょ
 山田太郎事務所

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 東京都大田区千鳥1-15-1 千鳥ハイツ501

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 山田 太郎

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	参議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	山田 太郎

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	山田 太郎
公職の種類	参議院議員(現職)

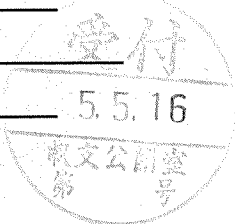
4 会計責任者の氏名 荒井 理沙

事務担当者の氏名 木下 真智子

(電話) 03-6550-0623

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

105680

(その2)

1 収支の総括表

収入総額				5	2	1	9	6	2	2
(前年からの繰越額)						3	9	6	2	0
(本年の収入額)				5	1	8	0	0	0	2
支出総額				4	9	2	0	4	2	8
翌年への繰越額					2	9	9	1	9	4

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金額										0
員数										0 ^人

(2) 寄附										
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額							備考		
(ア) 個人からの寄附				1	8	0	0	0	0	
(うち特定寄附)									0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0	
(ウ) 政治団体からの寄附			5	0	0	0	0	0	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)			5	1	8	0	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									0	
イ 政党匿名寄附									0	
合計 (ア + イ)			5	1	8	0	0	0	0	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
	この頁の小計					0
	1件10万円未満のもの					2
	合 計					2

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		1.個人		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
		十億	百万	千	円				
1	山田真佐子			180	000	R4/12/27	東京都大田区北千束1-4-2-8	会社役員	事務所の熱帯提供
この頁の小計				180	000				
その他の寄附									
合計				180	000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額				備 考
	十 億	百 万	千	円	
1 経 常 経 費				0	
(1) 人 件 費				0	
(2) 光 熱 水 費				0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			1 3	9 6 0	
(4) 事 務 所 費			1 0 4	1 8 3	
小 計			1 1 8	1 4 3	
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費		3	9 2 7	8 1 3	
(2) 選 挙 関 係 費				0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費				0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0	
イ 宣 伝 事 業 費				0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費				0	
エ そ の 他 の 事 業 費				0	
(4) 調 査 研 究 費			6 9 4	4 7 2	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0	
(6) そ の 他 の 経 費			1 8 0	0 0 0	
小 計		4	8 0 2	2 8 5	
合 計		4	9 2 0	4 2 8	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 4.事務所費							
行番号	支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考				
		十億	百万	千					円			
1	Wifiサービス利用費			4	5	9	0	5	R4/9/30	株式会社ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6 住友不動産麹町ファーストビル5階	
	この頁の小計			4	5	9	0	5				
	その他の支出			5	8	2	7	8				
	合 計			1	0	4	1	8				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 1. 組織活動費 (旅費交通費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
46	航空券代			27	232	R4/11/21	エクスペディア	'50	
47	航空券代			45	470	R4/11/20	Peach Aviation株式会社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	
48	航空券代			50	650	R4/11/18	エクスペディア	'51	
49	航空券代			56	798	R4/11/20	エクスペディア	'52	
50	航空券代			52	735	R4/11/19	エクスペディア	'53	
51	ホテル代			73	164	R4/11/22	エクスペディア	'54	
52	ホテル代			42	738	R4/11/22	エクスペディア	'55	
53	ホテル代			36	054	R4/11/24	エクスペディア	'56	
54	ホテル代			63	502	R4/12/19	Hotel koreana	'57	
55	ホテル代			23	497	R4/12/21	Hotel koreana	'58	
56	レンタカー代			207	282	R4/12/28	PARK JONG HO	'59	
	この頁の小計			679	122				
	その他の支出			142	016				
	合 計		3	927	813				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 7.調査研究費 (翻訳料)								
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
		十億	百万	千	円							
1	通訳料			9	4	6	0	0	R4/9/30	平野綾子	東京都練馬区東大泉1-28-2	
2	通訳料			1	5	4	1	6	2	R4/9/29	Keiko Iwatsu	'1
3	通訳料			4	4	5	7	1	0	R4/12/30	金宰賢	'2
	この頁の小計			6	9	4	4	7	2			
	その他の支出								0			
	合計			6	9	4	4	7	2			

(その17)

○ 資 産 等 の 状 況 ○

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月12日

政治団体の名称 山田太郎事務所

会計責任者の氏名 荒井 理沙

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*1	Emirates Group Headquarters,PO Box 686,Dubai,UAE
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*2	Emirates Group Headquarters,PO Box 686,Dubai,UAE
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*3	Obstgartenstrasse 25,8302 Kloten Switzerland
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*4	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*5	Emirates Group Headquarters,PO Box 686,Dubai,UAE
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*6	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*7	Obstgartenstrasse 25,8302 Kloten Switzerland
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*8	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*9	Emirates Group Headquarters,PO Box 686,Dubai,UAE
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*10	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*11	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*12	Obstgartenstrasse 25,8302 Kloten Switzerland
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*13	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*14	Emirates Group Headquarters,PO Box 686,Dubai,UAE
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*15	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*16	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*17	Obstgartenstrasse 25,8302 Kloten Switzerland
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*18	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*19	Warschauer Platz 12 10245 Berlin, Germany
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*20	Warschauer Platz 12 10245 Berlin, Germany
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*21	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*22	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*23	Obstgartenstrasse 25,8302 Kloten Switzerland
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*24	Batei Mahase St1,Jerusalem Israel
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*25	Ben Gurion Airport,Tel Aviv,70100 Israel
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*26	ibis Paris Gare De L' Est 10 Eme
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*27	5 Rue Saint Laurent 75010 PARIS France
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*28	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*29	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*30	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*31	Batei Mahase St1,Jerusalem Israel
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*32	26-30 Craven Road,London W2 3QB U.K.
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*33	26-30 Craven Road,London W2 3QB U.K.
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*34	Dorfstrasse 155,3818 Grindelwald, Switzerland
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*35	Arnulfstr 12, 80335 Munchen, Germany
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*36	Rothenburg ob der Tauber
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*37	Georgengasse 2, 91541 Rothenburg ob der Tauber, Germany
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*38	ibis Paris Gare De L' Est 10 Eme
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*39	5 Rue Saint Laurent 75010 PARIS France
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*40	Batei Mahase St1,Jerusalem Israel
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*41	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*42	Schweizerische Bundesbahnen AG

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*43	Bahnhofplatz7,8001 Zurich Switzerland
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*44	Marsstraße 24、 80355 Munchen,Germany
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*45	Friedberger Landstraße 152 60389 Frankfurt Germany
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*46	31 Rue Albert Thomas, 75010 Paris,France
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*47	ibis Paris Gare De L' Est 10 Eme
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*48	5 Rue Saint Laurent 75010 PARIS France
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*49	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*50	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*51	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*52	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*53	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*54	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*55	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*56	Bellevue Washington,Northeast Avenue 108th 333 USA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*57	135 Sejong-daero,Jung-gu,Seoul KOREA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*58	135 Sejong-daero,Jung-gu,Seoul KOREA
その15 1.組織活動費 (旅費交通費)	*59	2F 293,32,93Gil Gangnamdero,Seocho-gu,Seoul,KOREA
その15 7.調査研究費 (翻訳料)	*1	1 Grangedale Close,Northwood,Middlesex,HA6 2YX U.K.
その15 7.調査研究費 (翻訳料)	*2	Bangbae Raemian Apt,Bangbae sonheng_gil2,Seochogu,Seoul 06760 KOREA

政治資金監査報告書

令和5年5月9日

山田太郎事務所
代表 山田太郎 殿

登録政治資金監査人

大下和 平

登録番号 第316号
研修修了年月日 平成20年12月18日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、山田太郎事務所の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
 - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
 - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
 - (4) この政治資金監査は、山田太郎事務所の主たる事務所において行った。
- ## 2 監査の結果
- 私が行った政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

○ 3 業務制限

山田太郎事務所と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、山田太郎事務所と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上